

第1 基本の方針

1 地域の概況

本地域は、県の東南部に位置し、半島部と架橋により本土と連結された島しょ部の1市3町から成り、北部は岩国地区、西部は周南地区に接し、他は周防灘、伊予灘及び安芸灘などの瀬戸内海に囲まれています。

地形は、比較的低い山地及び丘陵が入り組み、複雑な形をしながら海岸線に迫り、河川は短小で、平地は柳井市と平生町にまとまったのみがみられるだけです。

地質は、地域の大部分が花こう岩風化土です。

気候は、瀬戸内海型気候区に属し、温暖で、雨量は比較的少ない傾向にあります。

瀬戸内海国立公園の西部に位置し、優れた自然景観を保持するとともに、柳井市には近世の商家の町並みが保存され、各地に特色ある民俗資料が数多く残されている等観光資源は豊富です。

また、温暖な気候のもとで柑きつ類が生産され、良好な周辺漁場からは中高級魚が水揚げされるなど豊かな農水産物に恵まれています。

室津大島地域の構成市町

市 町 名	面積 (K m ²)	人口 (人)
柳 井 市	140.05	34,730
周 防 大 島 町	138.09	19,084
上 関 町	34.69	3,332
平 生 町	34.58	13,491
計 1 市 3 町	347.41	70,637

資料：面積 国土交通省国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」

人口 総務省統計局「平成22年国勢調査」

2 現状及び課題

(1) 地域の現状

ア 人口

人口は、若者を中心とする人口の都市部への流出により、昭和55年（1980年）から平成22年（2010年）までの30年間に26.3%が減少し、過疎化が急速に進行しています。

年齢階層別人口の推移については、年少人口及び生産年齢人口の比率が低下し、反面、高齢者の比率が高まっています。平成22年における65歳以上の高齢者の比率は37.8%に達し、県平均(28.0%)を大きく上回り、高齢化が著しくなっています。

また、過疎化、核家族化の進行により、一般世帯に対する高齢夫婦のみ世帯やひとり暮らし高齢者世帯の割合が増加しています。

【参考】1市3町（柳井市、周防大島町、上関町、平生町）の状況

区分	区域	高齢夫婦のみ世帯		ひとり暮らし高齢者	
		世帯数(戸)	割合(%)	世帯数(戸)	割合(%)
H17国勢調査	室津大島地域	5,473戸	17.7%	5,546戸	17.9%
	山口県全体	74,774戸	12.7%	65,945戸	11.2%
H22国勢調査	室津大島地域	5,388戸	18.0%	5,861戸	19.6%
	山口県全体	81,586戸	13.7%	75,403戸	12.6%
増減	室津大島地域	▲85戸	+0.3%	+315戸	+1.7%
	山口県全体	+6,812戸	+1.0%	+9,458戸	+1.4%

イ 交通通信

交通幹線としては、一般国道188号、一般国道437号及び山陽本線が通っていますが、新幹線及び山陽自動車道等の高速交通体系から外れています。

(ア) 道路

入り組んだ海岸線や海に迫る山地といった厳しい地形条件などから、他の地域に比べて、道路の整備が遅れています。

道路の舗装率は、県平均と同水準にあるものの、平成26年における改良率は、国道94.0%(県平均93.5%)、主要県道63.5%(同75.7%)と主要県道は依然低い水準にあります。

(イ) 港湾

港湾としては、地方港湾が10港あり、古くから内海航路の主要な寄港地として重要な役割を果たしてきました。

柳井港は、平成2年の発電所の立地に伴い、港湾取扱貨物量が伸びています。また、大島郡や周辺の島々、四国を結ぶ定期航路が就航するなど、山口・九州の海の玄関口としての地位を占めており、平成26年度には老朽化したポートビルの建て替えを行いました。

しかしながら、一方では、平成21年3月の高速道路「休日上限千円」制度導入後、フェリー利用者が激減し、制度廃止後も、厳しい状況が続いています。

平生港は、昭和40年代に木材製品製造業、木材販売業、木材運搬業等の会社が相次いで立地したのに伴い、原木の輸入量が大幅に伸び、昭和43年には外国貿易港として開港しました。現在でも、木材半製品の輸入港として活況を呈しています。

また、平成6年に平生町～田布施町を結ぶ南周防大橋が完成し、さらに、平成16年度には大型埠頭(岸壁：-10m)が完成するなど本地域の活性化に大きな役割を果たしています。

(ウ) 公共交通機関

空港は、本地域内には存在しませんが、平成24年12月に岩国錦帯橋空港が開港したことにより、中心都市柳井市から当該空港までの所要時間は約50分となり、交通の便は大幅に改善されています。

鉄道は、新幹線が本地域から大きく離れて北寄りに建設されているので、地域外の広島、新岩国及び徳山駅が利用されています。在来線鉄道は、半島の基部を山陽本線が通過し、柳井、柳井港及び大島の各駅が設置され、岩国及び周南地区への通勤、通学等に利用されています。

バスは、地域住民の足として重要な役割を果たしていますが、利用客の減少に伴い、一部の定期バス路線についてはその存続が困難となっています。

離島航路は、島民の唯一の公共交通機関として重要な役割を担う一方、島内人口の減少等による航路利用者の減少など、経営環境は厳しい状況となっています。

(エ) 通信

高度情報通信ネットワーク社会への進展に対応して、光ファイバ網、ADSLなどの高度情報通信基盤が整備されつつありますが、一部地域が未整備の状況にあります。

ウ 産業及び観光・リゾート

産業については、農業を主体とする第1次産業が中心ですが、就業構造は、第2次産業、第3次産業へと移行してきています。

(ア) 農林水産業

農業については、主要産業ですが、平坦地が少なく、水資源にも恵まれていないため、農業用地は比較的少なく、農業用水の不足をきたすことも多くなっています。

また、経営規模は概して零細で、基盤整備の遅れ、担い手の高齢化が顕著です。

一方、温暖、多日照な気候を生かした花きやいちご栽培などの取組や花き振興の拠点施設となっているフラワーランドの新規事業など、農業の活性化に向けた新たな動きも出ています。

基幹作物は、半島部では水稻、島しょ部では、柑きつ類ですが、温暖な気象条件を生かした野菜やびわ等の園芸作物も導入されています。

なお、近年、中山間地域を中心に猪による農作物被害が深刻化しています。

林業については、林野面積は、18,845haで総土地面積の54%となっており、県全体の林野率の72%を大きく下回っています。また、林地保有の零細性、林業労働力の不足等により、生産活動は総じて低調ですが、島しょ部では、たけのこの生産量が増加しています。

水産業については、沿岸域の干潟、岩礁地帯及び沖合域の砂泥海底等漁業環境に恵まれ、まだい、たこ、えび等の中高級魚を対象とした沿岸漁業の依存が高い地域ですが、零細な個人経営体で、近年、資源の減少及び漁業就業者の高齢化が進んでいます。

水産物の流通については、民営の小規模市場が2か所であり、水揚げされた漁獲物はその大半が広島、岩国市場を中心とした他地域へ出荷されています。

(イ) 商工業

工業については、周南及び岩国両工業地帯の中間の瀬戸内海沿岸に位置しながら、高速交通体系からの乖離等により、大企業の進出が少なく、そのほとんどが中小企業で営まれています。工業の中心は、柳井市と平生町であり、機械、金属、化学、繊維、木材工業等が立地しているものの、全体的にその規模は小さく、雇用吸収力は乏しくなっています。

地場産業としては、地域の資源を活かした食料品、木材、家具、パルプ、窯業などの生活関連産業が盛んですが、小規模零細企業が多い状況です。

商業については、柳井市が本地域の中核として一定の商圈を形成しています。近年、モータリゼーションの進展、あるいはライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化への対応の遅れ等から、集客力が既存商店街から駐車場を有する大型店等へ移行してきており、また、顧客の他地域への流出もみられます。

(ウ) 観光・リゾート

観光・リゾートについては、美しい自然、穏やかな気候風土、豊かな海の幸、海に育まれた歴史と文化など、多くの観光資源に恵まれ、遊漁、海水浴、みかん狩りなど夏秋シーズンを中心に広島、松山、周南方面から日帰りによる観光レクリエーション地として親しまれています。

エ 就業

本地域は、人口減少が続いており、今後の地域活力の低下が懸念されるなど、人口減少抑制策が重要な課題となる中で、大学・短大進学者等の若年者の県外流出や、技能・経験を有する高齢者の引退等により、地域内企業において、技能・技術職を中心とした人材不足が危惧されています。

また、1次産業においても高齢化に伴い就業者数は減少しています。

一方で、本地域への移住を希望される方からの相談は、近年増加傾向にあります。

オ 水資源

地形、地質については、平坦地が少なく、河川が短小であることに加え、保水力の乏しい花こう岩風化土、降雨量の少ない瀬戸内海型気候などのため、水資源の賦存量が少ないことが懸念されています。

平成12年8月に柳井地域広域水道用水からの水の供給が開始され、安定した水源の確保が図られています。

カ 生活環境

生活環境施設については、かなり改善されてきていますが、他地域と比較して、整備水準は依然として格差があります。

下水道については、柳井市、周防大島町及び平生町において、現在整備を進めています。

また、農村部においては、農業集落排水事業により、生活環境の改善が図られています。

キ 都市公園

公園・緑地については、本地域の拠点施設である柳井ウェルネスパークを中心として、地域の特色を生かした利用しやすい身近な公園・緑地が数多くあります。

しかしながら、一部では、既存公園施設の老朽化が進んでいるところも見受けられます。

ク 都市機能

圏域の中心都市である柳井市は、J R柳井駅周辺の市街地に商業、業務、行政、教育文化などの都市機能が集積しています。

しかしながら、人口減少と高齢化の進行等により、市街地の活力が低下しています。

ケ 高齢者の福祉その他の福祉

若年人口の流出やこれに伴う過疎化により急速に高齢化が進み、地域全体の高齢化率は、県平均を大幅に上回っています。

このため、高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、要支援・要介護認定者、認知症高齢者の増加が見込まれます。

コ 医療

少子・高齢化の進行や生活習慣病の増加等による疾病構造の変化など、医療を取り巻く状況が変化しています。

平成26年における地域の病院数は9施設、病床数は2,480床であり、地域の中核病院を中心に、柳井市の休日夜間応急診療所など医療体制が整備されています。

サ 教育及び文化

教育については、平成27年におけるへき地指定校は6校(小学校5校、中学校1校)で、県全体(35校)の17.1%を占めています。

また、本地域の特性を生かした生涯学習の取り組みが、公民館などの社会教育施設で行われるとともに、小・中学校、高等学校等の教育機関も生涯学習・人権教育・スポーツ・文化活動の場として活用されています。

なお、スポーツについては、住民一人ひとりのニーズに沿った活動が支援できるような体制づくりに加え、柳井市武道館の建設など、スポーツ施設の整備についても計画的に進んでいます。

芸術・文化については、公民館などを活動の場とし、多くの文化団体により様々な芸術・文化活動が行われています。

文化資源では、本地域は歴史的に古い伝統を有し、中世には海外貿易の基地、近世には風待港になるなど、立地条件を生かして繁栄してきたところであり、柳井市の白壁の町並みや上関町の旧上関番所・四階楼等の地域文化財に恵まれています。

シ 災害防除・防災体制

(ア) 土砂災害対策

本地域は、大部分を山地や丘陵地で占められ、花こう岩などの脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨時には、土石流や地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発しています。

(イ) 洪水・高潮対策

本地域内の2級河川は小流域で急峻、短小な河川が多く、海岸は瀬戸内海に面しており、洪水や高潮に対する整備がまだまだ遅れている状況にあります。

柳井港背後には、フェリーターミナルやJR柳井港駅等の交流拠点に加え、住宅や事業所等が密集しており、平生港は、周南工業地域を構成する熊毛郡平生町を背後地とし、木材半製品の輸入拠点となっています。

そのため、柳井港及び平生港は、暮らしの安心・安全基盤の強化のため、高潮対策の推進に対する社会的要請が非常に高まっています。

また、本地域内の漁港海岸においては高潮時の越波が著しく、住民生活に支障を来しています。

(ウ) 農地・山地における防災対策

本地域では、自然災害から農村地域を守り、農地や公共施設、人家等への被害を未然に防止するため、各種防災事業を実施してきたところですが、農業就

業人口の減少や住民の高齢化等により農地の持つ様々な機能の低下が懸念されています。

また、山地では、森林の荒廃により、森林の持つ山地災害防止などの公益的機能の低下が懸念されています。

(エ) 地震対策

本地域は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震防災対策推進地域）に指定されています。

(オ) 防災体制

本地域は、人口減少や高齢化により、防災活動を担う人材が不足しています。

(2) 地域の課題

ア 交通通信施設

本地域の自立的発展のためには、その基盤となる交通ネットワークや情報通信網の整備を進める必要があります。

(ア) 道路

本地域の東西軸である一般国道188号などの幹線道路から、身近な生活道路までのバランスのとれた道路ネットワークの整備が必要です。

(イ) 港湾

県東部の海の玄関口である柳井港では、利用者の利便性向上や交流拠点としての機能強化を図る必要があります。また、貨物形態の変化等物流を取り巻く環境変化に対応できる港湾施設の整備を進める必要があります。

(ウ) 公共交通機関

鉄道については、新幹線への接続や通勤、通学の利便性の向上を図る必要があります。

さらに、地域住民の足である地方バス路線及び離島航路の運行維持を図るための施策を講じる必要があります。

また、地域の実情に応じたデマンド型乗合タクシー等の新たな交通システムの導入を検討する必要があります。

(エ) 通信

高度情報通信ネットワーク社会の進展に対応した情報通信基盤の整備を図る必要があります。

イ 産業及び観光・リゾート

産業活動は、過疎化、高齢化の進行により、一般に低調であり、既存産業の生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図る必要があります。

また、地域の資源を活用した新しい分野の産業を振興し、地域の活性化を図ることが必要です。

(ア) 農林水産業

農業については、農用地等農業生産基盤の整備を推進し、集落営農法人や認定農業者などへの農地集積、集落営農の推進等による農業経営の効率化と生産性の向上に努める必要があります。

また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたり農業を維持・発展させるためにも、新たな担い手を確保・育成する必要があります。

次に、島しょ部の基幹作物である柑きつ類については、消費者ニーズに対応した市場性の高い果実生産を推進する一方、高まる国際化にも配慮した生産体質の強化に努める必要があります。

さらに、収益性の高い施設園芸の振興や畜産、地域特産物等の生産振興など

を促進する必要があります。

林業については、森林の持つ多面的機能を維持・発揮させる観点から、林業振興施策を講じるとともに、特用林産物の生産振興を図る必要があります。

また、森林を将来にわたって維持・管理していくため、若い担い手を確保・育成する必要があります。

さらに、農林業については、近年深刻化する農林作物の鳥獣被害の防止に努める必要があります。

水産業については、新規就業者の確保・育成など担い手対策や資源管理型漁業を基調として、栽培漁業を積極的に推進し、資源の増大と安定確保を図り、漁業後継者の確保に努める必要があります。

(イ) 商工業

工業については、企業立地基盤を整備し、企業誘致を進めるとともに、既存企業の内発展開を促すなど、その振興に努める必要があります。

また、地場産業は、中小企業によって営まれ、脆弱な体質のものが多く、その育成強化を図る必要があります。

商業については、消費活動に便利で魅力ある商店街づくりを行うほか、意欲ある経営者の育成や的確な商品提供等を行うための情報化への対応など個性豊かな店づくりに努める必要があります。

(ウ) 観光・リゾート

近年の余暇時間の増大、生活様式の多様化等に伴い、自然とのふれあい、健康の維持・増進、地域・世代を越えた交流等に対する住民ニーズが高まっています。

当地域は、優れた観光資源と良好な自然環境を有しており、これを最大限に活用して観光・レクリエーションの拠点や宿泊施設の整備を促進し、オールシーズン、滞在・参加型の観光基地づくりを進める必要があります。

また、海洋型観光については、漁業との調和を基に、海水浴、遊漁及びマリンスポーツ等の総合施設の整備を図る必要があります。

今後は、観光施設の整備と観光諸事業との有機的な連携を図るとともに、各種イベントの開催、PRにより観光・レジャー客の誘致に努める必要があります。

さらに、「体験する」観光への需要が高まっていることから、豊かな自然環境を生かした体験型観光の取組を進めていくことも重要です。

ウ 就業の促進

人口減少を抑制し、地域経済を活性化するためには、地域住民の流出を防ぐとともに、都市圏をはじめとする県外在住の方々の本地域への移住等の促進が重要であるが、その為には、地域内に雇用を創出する取組を進める必要があります。

エ 水資源

気候、地形、地質などの諸条件から水資源に恵まれない本地域にとって、水資源の確保は、快適な生活環境を維持し、産業の振興を図る上で重要な課題です。

このため、長期的な水需要の見通しに基づく柳井広域利水の適正利用を図る必要があります。

オ 生活環境

生活環境については、都市化の進展、地域住民の生活意識の高度化、多様化に対応し、住民の生活水準の向上に向け、都市、農山漁村を通じ、地域の特性を生かした快適でうるおいのある生活環境の整備を進めるため、上下水道及び都市公園等の整備充実を図る必要があります。

カ 都市機能

柳井市の市街地については、圏域中心都市にふさわしい拠点性を高め、人・もの・情報等のさらなる交流を進めるため、商業や業務、教育文化等の都市機能の充実を図るとともに、白壁の町並みや柳井川などの地域資源を生かしながら、個性的でうるおいのある都市空間を形成していく必要があります。

キ 高齢者の福祉その他の福祉

今後、高齢化がさらに進行していく中で、生涯にわたり、誰もが健康で生き生きと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の多様な社会参加の促進に向けた取組を一層進める必要があります。

また、高齢化とともに進行している少子化対策については、児童環境づくり推進体制の整備とともに、各種子育て支援策を積極的に推進する必要があります。

ク 医療

救急医療体制の充実など地域住民が安心して医療を受けられるよう、地域の限られた医療資源を有効に活用し、関係する医療機関が連携することにより、効率的で質の高い医療提供体制を構築する必要があります。

ケ 教育及び文化

教育については、へき地・小規模校において、社会性や表現力を培う学習をいかにして行うかが課題です。

生涯学習面では、学習意欲を醸成するとともに各分野で提供されている様々な学習機会を効果的に機能させるため、いかに特色ある生涯学習のまちづくりを推進するかが課題です。

人権教育については、すべての人々の基本的人権を尊重するという視点に立ち、いかに体系的・計画的に啓発活動を推進するかが課題です。

スポーツについては、スポーツにより、健康で明るいまちづくりが図れるよう、スポーツ施設の整備や指導者の確保など総合的かつ計画的に行う必要があります。

文化面については、住民生活を彩る芸術・文化活動を支援し、心豊かなまちづくりを推進する必要があります。さらに、長い年月により培われた伝統芸能やさまざまな文化財を大切にしながら、新たな再発見を味わえるまちづくりを行うことも必要です。

さらに、生活文化活動の拠点として、地域住民の幅広い交流を可能とする社会教育施設の整備を進める必要があります。

コ 災害防除・防災体制

(ア) 土砂災害対策

これまでも土砂災害防止施設の整備を積極的に推進してきたところですが、整備率は低い水準にあります。

このため、今後も引き続き、危険度や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設の整備を推進していくことが必要です。

しかしながら、全ての箇所で施設を整備するためには、膨大な費用や時間を要することから、これらのハード対策と併せて、土砂災害特別警戒区域の指定等のソフト対策も積極的に進める必要があります。

(イ) 洪水・高潮対策

近年では、平成11年9月の台風18号や平成16年8月の台風18号による高潮被害、また、平成17年7月の梅雨前線豪雨や平成21年7月の中国・九州北部豪雨による洪水被害を受けており、洪水・高潮対策を計画的に進める

必要があります。

柳井港及び平生港の海岸保全施設は、既設護岸の天端高が不足していることから、台風時等には民家、道路等が越波・浸水被害に見まわられています。そのため、背後施設の住民の生命・財産を守るため海岸保全施設の整備を進めていく必要があります。

また、本地域内の漁港海岸においても同様に整備を進めていく必要があります。

(ウ) 農地・山地における防災対策

自然災害から農村地域を守り、農地や公共施設、人家等への被害を未然に防止するため、危険ため池の整備・改修など、安心・安全で災害に強い農村づくりに向けた取組を進め、防災機能の強化に努める必要があります。

また、山地では、森林の持つ公益的機能の回復を図るため、森林の整備等を進める必要があります。

(エ) 地震対策

本地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、県及び市町が策定した南海トラフ地震防災対策推進計画により、津波からの防護及び円滑な避難の確保や、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備などの地震防災対策を推進していく必要があります。

(オ) 防災体制

なお、災害に備え、地域住民が適切に避難行動をとれるよう、防災知識の普及啓発の推進や自主防災組織の活性化が必要です。

また、人口減少や高齢化を踏まえ、学校や企業など、多様な主体が参画する地域ぐるみの防災体制づくりや災害時の防災情報の迅速かつ確実な伝達など防災体制を強化する必要があります。

3 振興の基本的方向

(1) 基本的方向

本地域は、美しい自然と温暖な気候、豊富な農林水産資源に恵まれてはいるものの、高速交通体系から乖離していることなどにより工業化、都市化の進展等から取り残されています。

このため、中心都市である柳井市と他の町との一体的な整備を進めることを基本に、相互に役割分担をし、機能を補完しあいながら地域全体の発展を図り、本地域の特性を生かした産業の振興を図る必要があります。

したがって、本地域の振興にあたっては、地域発展の基盤である交通通信体系の整備や水資源の確保に努めながら、本地域の風土と資源を生かした地域経済の活性化を進め、人口の定住と交流を促進し、地域住民がゆとりとやすらぎをもって暮らせる魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 重点施策

ア 定住の促進

人口の流出が続く本地域にあつては、地域社会の活力を維持し向上させるため、若者の地元への定住を図るとともに移住者を呼び込むことが重要です。

このため、主要産業である農林水産業の基盤整備等を推進し、生産性の向上を図るとともに、新規就農者や新規漁業就業者への支援等、担い手対策を積極的に推進します。

また、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による地場産業の積極的な振興、優良企業の立地の促進等により就業の場の確保に努めます。

さらに、働きながら子どもを安心して生み育てることができるよう、仕事と子育て等の両立支援等、雇用環境・育児環境づくりを進めます。

また、住民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、上下水道の整備や文化施設の整備等に努めるとともに、柳井市が機能的な都市的サービスを楽しめ、本地域の中心都市にふさわしい魅力ある都市となるよう、都市環境の整備と都市機能の整備充実を図ります。

イ 高齢者福祉の増進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

また、高齢化がさらに進行する中であつて、高齢者が、その豊かな知識や経験、技能等を生かし、積極的に社会に参加するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

ウ 広域的交流の促進

人口の流出と高齢化の進行により閉鎖的になりがちな本地域にとって、農林水産資源や歴史・文化を活用した都市住民等との交流は、地域住民の士気の高揚や新たな産業需要をもたらすなど、活性化のために極めて効果的です。

このため、広域的な幹線道路網の整備、鉄道機能・海上交通機能の充実、情報通信網の整備などにより、広島都市圏や松山都市圏、県内周辺地域との交流・連携を促進するとともに、自然環境の保全に十分配慮しつつ、地域内外の住民の余暇ニーズに対応したリゾート地域の振興を図ります。

エ 地域資源の保全及び活用

本地域は、美しい自然景観に恵まれ、貴重な歴史的文化遺産を数多く有しています。

これらの資源は、人口減少や高齢化の進行により、十分な活用ができず、継承

等にも支障が生じています。

このため、環境の保全に配慮することを基本に、本地域の特性を生かしながら個性あふれるまちづくりを進め、美しくアメニティに満ちた地域の創造を図るとともに、文化の承継や保存に地域全体で取り組んでいきます。

(3) 重点施策を推進するための視点等

ア 地域の主体的な取り組みの推進

本地域の地理的な特性を生かし、自然環境や歴史的・文化的土壌のもと、適切かつ個性的な振興を図るためには、本地域の実情を最もよく把握している市町及び地域住民が、その創意工夫による主体的な取り組みを一層推進していくことが必要です。

イ 地域を担う人づくりの推進

こうした主体的な取り組みの展開にあたっては、様々な分野で担う意欲的な人材を、幅広い層の住民の中から育成する必要があります。

このため、住民の創意と工夫を基調とした研修、交流などの取り組みや、種々の学習機会の提供等生涯学習のための条件整備を進めるほか、広域のかつ総合的な半島振興を担える人的基盤づくりを進めていくことが必要です。一方で、少子高齢化に伴う地域の担い手不足は深刻化しており、新たな地域づくりの担い手の確保として、「地域おこし協力隊」等の地域外の人材の活用を検討する必要があります。

ウ 広域的・総合的な取り組みの推進

効果的で効率的な地域振興の展開を図っていくためには、多様な特性を有する本地域の市町の機能分担と広域的な連携の強化が重要です。市町村合併により規模が拡大したものの、依然、人口や財政力等の面で小規模な市町が、広域的な連携をとることによって、十分な施設整備等が可能となるものであることから、周辺市町を含め、広域的な振興施策を推進していく必要があります。

また、施策の展開にあたっては、国や県における各分野の施策を、有機的連携のもとに、総合的に推進していく必要があるとともに、地域全体の活力の向上に向け、地域の魅力のPRや情報発信等をより効果的・効率的に実施するために、県や市町だけではなく、民間事業者等の多様な主体による連携を図る必要があります。

(4) 振興の具体的な目標

本地域の活力を維持し、向上させるためには、今後、一層深刻化する人口減少に歯止めをかけることが非常に重要です。

このため、定住の促進に向け、生活環境の向上、産業の振興、他地域との交流等あらゆる施策を更に推進し、本地域における人口の社会増減率を平成26年度と比べて好転させることを目指します。

(5) 計画期間

計画期間は概ね平成27年度から10年間とします。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

新幹線鉄道、高速自動車国道などの高速交通体系から離れている本地域においては、これら高速交通体系へのアクセス向上を図ることが、地域の発展を図る上で、最も重要です。

このため、道路については、山陽自動車道等の高速交通拠点とのアクセス向上に資する道路の整備を促進し、広域交通ネットワークを確立するとともに、地域の骨格となる幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進します。

また、港湾については、人流・交流・物流拠点として、フェリーターミナルの再編整備を進めるとともに、貨物形態の変化等物流を取り巻く環境変化に対応できる港湾施設の整備を進めます。

さらに、鉄道やバスについては、通学、通勤、通院等についての利便性の向上を図ります。

一方、情報通信については、高度情報通信ネットワーク社会の進展に対応した高度情報通信基盤の整備及び情報通信格差の是正に努めます。

(1) 交通施設の整備

ア 道路の整備

(ア) 広域的な道路ネットワークの形成に資する道路の整備

岩国錦帯橋空港や山陽自動車道等の高速交通拠点とのアクセス向上を図るため、一般国道437号の未改良区間の整備等の取組を進めます。

(イ) 各地域の中心部や公共施設へのアクセス向上に資する道路や身近な生活道路の整備

近年の交通量の増大や車両の大型化に伴う交通渋滞、事故の多発などの問題を解消するため、また、地域内の交流連携を活性化させるため、一般国道437号や主要地方道柳井上関線等の幹線道路や一般県道地家室白木港線等の身近な生活道路の整備を推進します。

このほか、市町道についても、主要な生活道路の整備を進めます。

なお、これらの道路の整備と併せて、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設等の整備を進めます。

イ 港湾機能の充実

柳井港については、利用者の利便性向上や交流拠点としての機能強化を図るため、フェリーターミナルの再編整備を進めます。また、物流形態の変化に対応できる物揚場の改良等港湾施設の整備を進めていきます。

久賀港等他の地方港湾についても、港湾機能の充実強化を図るため、その整備を推進します。

ウ 公共交通の確保

日常生活に必要な公共交通の維持確保・充実に向け、地域の実情に応じたバス路線の見直しやデマンド型乗合タクシー等の新たな交通システムの導入促進を図るほか、交通事業者等と連携して生活交通の利用促進に努めます。

(2) 情報通信施設の整備

ア 高度情報通信基盤の整備

農林水産業情報、医療・福祉情報、防災情報等、住民生活に密着した情報提供が行えるよう、住民利用型情報システムの構築を促進するとともに、やまぐち情報スーパーネットワークを活用するなど、高度情報通信基盤の整備を進めます。

イ 高度情報通信体系の整備

地域住民の情報活用能力の向上を図るとともに、光ファイバ網、ADSLやCATV等の情報通信基盤の整備を促進し、いつでも、どこでも情報を容易に入手、活用できる環境づくりを進めます。

2 産業の振興及び観光・リゾートの振興

－生産性の高い農林水産業の振興－

主要産業である農業については、生産基盤整備を推進するほか、消費者ニーズ（需要）に対応した市場性、収益性の高い商品作目の導入・定着を進めます。基幹作目である水稲や柑きつ類との複合経営による高収益型農業の確立を進めるとともに、花き栽培、有機質資源を利用した栽培等立地条件を生かした多様な農業経営の育成を図ります。

また、林業については、森林の持つ多面的機能を維持・発揮させるための施策を推進します。

なお、鳥獣被害防止対策については、被害防止施設の整備をはじめ広域的な連携のもとに有効な防止策を推進します。

さらに、水産業については、新規就業者の確保・育成など担い手対策や資源管理型漁業を基調として、種苗の中間育成放流及び操業の自主規制等を積極的に進めるとともに、漁業生産基盤の整備、漁村環境の整備を図り、生産性の向上に努めます。

－地域経済の牽引力となる商工業の振興－

工業については、企業立地基盤の整備を促進し、優良企業の誘致と既存企業の内発的展開を促しながら、その振興に努めます。

また、商業については、観光商業の育成や地域に密着した消費活動に便利で魅力ある商業都市・商店街づくり・個性豊かな店づくりを進めます。

－地域資源を活用した観光・リゾートの振興－

海浜、山岳や歴史的、文化的遺産等の優れた観光資源を最大限に活用したレクリエーション型観光拠点の整備、保全を進めるとともに、これらを結ぶ観光ルートの整備や宿泊施設の整備を図ります。

また、各種イベントの開催等を通じて、観光客等の誘致に努めるとともに、農林水産業と有機的に結びついたオールシーズン、滞在・参加型の観光開発を進めます。

さらに、リゾート志向に対応した受け皿として、恵まれた自然を生かした宿泊滞在施設、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設などの複合的な機能を備えた個性と魅力あふれるリゾート地域を形成します。

(1) 農林水産業の振興

ア 農林業の振興

(ア) 生産基盤の整備

稲作の中心地域である柳井市において、農用地の高度利用を推進します。

また、屋代島や柳井市東部の広域的な農道や、柳井市、周防大島町、平生町における農道の整備を進めるとともに、市町の基幹的な農道等についても整備を促進します。

特に、農産物の生産、流通の合理化及び農村環境の改善や都市と農村の交流に果たす役割の大きい農道網の幹線となる広域的な農道については、早期全線開通を目指し、建設を推進します。

さらに、農地や農業用施設の災害を未然に防止するため、農地防災対策を推進します。

農業生産基盤と生活環境等を一体的に整備し、活力ある豊かな住みよい農村

の形成を推進します。

畜産については、経営規模の拡大や自給飼料生産体制の整備、家畜排せつ物の適切な管理等を図るため、飼料基盤・施設等整備事業を推進するとともに、農地の有効活用を図るため、条件不利地等での放牧利用を推進します。

林業については、森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に実施するとともに、森林施業を効率的かつ経済的に実施するため、林道等路網の整備を促進します。

なお、特用林産物の生産振興を図るため、基盤整備や技術指導などの取組を進める特用林産物総合対策事業の活用を図ります。

(イ) 生産の安定的拡大

基幹作物との複合経営を推進するため、新たな地域振興作物の導入と、流通体制の整備を進めるとともに、農業経営基盤強化促進事業等により、集落営農法人や認定農業者等への農用地の利用集積を推進し、効率的で収益性の高い農業の確立を図ります。

また、農林業の担い手を確保・育成するため、新規学卒者やUターン就農者、他産業従事者、定年帰農者等に対する新規就農・就業支援を行います。

水稲については、主食用米の他、飼料用米などの取組を推進します。

柑きつ類については、将来にわたり園地の継承が図られるよう園地の基盤整備を進めるとともに、消費者ニーズに対応した市場価値の高い果実生産を推進するため、優良品種・系統への更新を引き続き実施します。

また、びわ、いちご、バラ、カーネーション、きく、すいせん等の園芸作物、とりわけ冬季温暖な気候を生かした施設園芸の振興やフラワーランドへの花壇苗の供給を契機として産地の育成を推進します。

県産の農林水産物やその加工品が一段と幅広く活用・消費されるよう、生産者、流通・加工関係者、消費者などと協働し、地産・地消の取組を推進します。

さらに、農林産物の加工についての開発や商品化、加工施設の整備及び販路開拓を進めるなど、地域資源を生かした6次産業化・農商工連携の一体的な取組を強化します。

(ウ) 鳥獣被害の防止

有害鳥獣捕獲の実施や侵入防止柵整備、地域ぐるみの被害防止活動等総合的な対策を推進します。

イ 水産業の振興

(ア) 担い手対策の推進

新規就業者の確保・育成のほか、中堅漁業者、高齢者、女性の各年代層、役割に応じた担い手対策を推進し、特に若者・中堅層を主体とする意欲ある就業者の活動の促進に努めます。

(イ) 資源管理型漁業の推進

柳井・大島郡地域を対象とした内海東部栽培漁業センター及び熊毛郡地域の大規模種苗の育成を目的とした光・熊毛地区栽培漁業センターを拠点とした効率的な中間育成体制の維持及び操業の自主規制体制の確立等、資源管理型漁業の推進を図るとともに、漁場の拡大整備を推進します。

(ウ) 漁港の整備と流通改善

漁港整備事業により、漁船の安全確保、漁獲物の集出荷の円滑化・効率化等、漁港機能の充実を図るため、漁港施設の整備を進めます。

また、漁獲物の付加価値を高めるため、地域特産品の育成を目指した6次産業化・農商工連携の一体的な取組を強化します。

(2) 商工業の振興

ア 工業の振興

(ア) 企業誘致の推進

地域の資源や地場企業の技術、税制・電源地域に係る優遇措置等を活用しながら、雇用吸収力が高く、高度な技術力を有した企業を中心とした誘致を進めます。

また、恵まれた自然環境を生かして、研究・開発機関の立地を促進します。

(イ) 工業用地の確保

企業の多様化するニーズに合わせて、自然環境の保全に十分配慮しつつ、未利用又は低利用工業用地の有効活用を促進するとともに、必要に応じて、山陽自動車道玖珂 I . C 等を活用した交通の利便性にも優れた立地条件の良い工業用地の確保に努めます。

(ウ) 新産業の創出・新規事業展開の促進

付加価値が高く成長が期待される医療関連、環境・エネルギー分野、情報サービス分野などの産業振興を図るとともに、地域資源を活用した新産業の創出や新規事業展開を促進します。

また、社会的な需要への対応や自己実現等の観点から多様化する創業実態に対応した支援策の充実により、意欲ある人の活発な創業活動を促進します。

(エ) 地場産業の振興

本地域の経済振興を図るためには、企業の誘致と並んで、本地域において大きなウエイトを占めている地場産業の振興を図る必要があります。

このため、地域内の資源、特に農林水産物を活用した新製品の開発や製品の高付加価値化を進めるほか、県内、県外に目を向けた販路開拓、需要開拓に重点を置くとともに、時代の動きに敏感な経営者、技術者の養成を推進します。

さらに、地場産業の育成強化を進めるため、経営、技術の指導体制や情報提供、融資制度の充実を図ります。

イ 商業の振興

本地域の商業の振興を図るため、小売商業については、商業機能の充実や観光・福祉と連携した新たな小売商業システムの構築、商業施設の整備など、地域の創意工夫により、まちづくりと一体となった総合的な振興施策を推進し、地域に密着した魅力ある商店街づくりを進めます。

また、意欲ある経営者の育成や的確な商品構成等を行うための情報化への対応等により、個性豊かな個店づくりを図ります。

さらに、共同集配送、共同仕入や共同受発注のための情報ネットワークの構築等による新しい流通システムの構築等を促進することで、物流の広域化に対応した流通機能の合理化と効率化を推進します。

(3) 観光・リゾートの振興

ア 観光拠点の整備

温暖な気候と美しい海を活用したリゾートの形成、海を生かしたマリンスポーツ施設の整備などを推進していきます。

また、柳井市の白壁の町並み保存・整備、フラワーランド、月性展示館、大畠観光センター、ふれあいどころ437の整備などによる魅力ある観光地づくりを推進していきます。

イ 広域観光ルートの整備

高速交通ネットワークの整備の促進や、これを利用した広域観光ルートの確定を行うとともに、新しい観光資源となるふれあいどころ437と、白壁の町並み

等の地域に点在する観光資源との回遊性をもたせるなど、観光客の利便性の向上を図り、観光客の誘致に努めます。

ウ イベントの開催

常に新鮮で魅力あるイメージを発信し続けながら、観光客誘致を図るため、地域とのふれあいの中で観光地の魅力を体験できるようなイベントを開催します。

エ やまぐちスロー・ツーリズムの推進

地域に対する理解の促進と地域の活性化を図るため、地域資源を活かした着地型旅行や地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」の取組を推進します。

中でも、児童・生徒が農林漁家に宿泊し様々な体験活動を行う「体験型教育旅行」を推進します。

オ 宿泊滞在施設の整備

本物志向や高級志向に対応できるリゾート施設、安価な料金で利用できるホテル、別荘、貸家、オートキャンプ場など、利用者のニーズに対応した多様な形態の宿泊施設の整備に努めるとともに、四季を通じての利用促進を図ります。

カ 情報の提供、PR

地域内の各種施設やホームページ等において、観光物産情報の提供、PRを行うとともに、周辺地域及び大都市圏におけるイベント等においても、積極的に情報発信を行うことにより、地域内外の交流人口の拡大を図ります。

3 就業の促進

本地域の就業の促進を図るため、失業救済の雇用施策だけではなく、「UJIターン就職の支援」などに取り組み、県外在住の離職者を含め、本地域への就職を希望される方の就職を支援し、人口定住と産業人材の確保を促進します。

また、本地域の主要産業である1次産業への就業を支援します。

(1) 企業の育成強化・企業の誘致

中小企業に対する経営や技術の指導体制や融資制度の充実を図るとともに、恵まれた地域資源を有効に活用した企業誘致を推進します。

(2) 就業に向けた情報提供等

ハローワークとの連携を図りながら、企業の求人と求職者のマッチングを図り、適切な就業へと誘導します。

(3) 農林水産業への就業支援

地域内における既存の農林水産業者に対する支援・指導をするとともに、新たに本地域において就業を希望される方への支援を実施することで、担い手の確保及び地域内雇用の創出を図ります。

4 水資源の開発及び利用

水資源の確保対策は、本地域の振興を図る上で重要な課題です。

このため、他地域に水源を求める広域利水を促進するとともに、水源地域における森林の整備を推進します。

(1) 広域用水供給事業の促進

将来の水源の安定確保を図るため、今後の水需要の動向を見極めながら、関係市町との連携のもと、柳井地域広域用水供給事業に係る水資源の適正利用を図ります。

(2) 森林の整備

森林の荒廃が進み保水機能が低下していることから、森林整備事業、治山事業等を実施するなど水源地域における森林の整備を推進します。

5 生活環境の整備

住民一人ひとりが健康で快適な生活ができるよう、上下水道、農村地域の生活排水処理施設、廃棄物処理施設、公園等の整備を進め、近年におけるライフスタイルの変化、価値観の多様化、高度化する住民のニーズに対応した安全で快適な生活環境の整備を図ります。

(1) 下水道・廃棄物処理施設等の整備

ア 下水道等の整備

下水道については、地域の実情に応じて、他の生活関連施設の計画と調整を図りながら、整備を進めることとし、現在整備を進めている田布施川流域下水道事業、柳井市公共下水道事業、周防大島町特定環境保全公共下水道事業及び平生町流域関連公共下水道事業を促進します。

農村地域においては、農業用水等の水質保全だけでなく定住環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を進めます。

イ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理、し尿処理等廃棄物処理施設については、引き続き広域共同処理を推進していきますが、施設が老朽化しており処理能力の維持を図るため、施設の更新等を行います。

また、水洗化を促進するため、下水道等の計画処理区域外における浄化槽の普及を図ります。

(2) 公園等の整備

安全で快適な都市環境の形成を図るため、地域や自然と調和し、活力ある生活や生涯を通じた健康づくりのための基幹施設の整備を図るとともに、地域の特性を生かし、滞在・参加型の観光・レクリエーションニーズに対応したリゾート地域の振興を推進するため、都市公園の整備を進めてきましたが、今後は、公園施設の安全点検を適切に実施し、計画的な修繕・更新を行うことにより、公園の安全性を継続的に確保します。

また、身近な海岸や河川において親水性のある水辺空間を整備します。

(3) 住宅関連対策

低所得者等に対する住宅セーフティネットを構築するため、公営住宅の適切な供給に努めます。

(4) 消防・地域安全対策

ア 消防対策

多様化、広域化する災害に対応するため、消防設備の近代化を推進するとともに、防火水槽などの人工水利の整備促進を図ります。

また、救命率向上のため、救急業務の高度化に努めるとともに、離島を含めた救急搬送体制の強化を図ります。

さらに、常備消防体制の強化を図るとともに、非常備消防にあつては、団員の確保及び体質強化を図ることにより、地域における消防体制の充実を図ります。

イ 地域安全対策

安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、地域防犯ボランティアの育成・支援に向け積極的に情報提供や助言を行うなど、地域社会と連帯した自主防犯活動の活性化を図り、安全で安心な地域社会づくりを推進します。

また、地域住民の要望に応えるための諸活動を行うとともに、あらゆる警察事象に即応する活動を行い、「地域安全センター」としての役割を果たしている交番・駐在所については、地域住民の利便性や要望等を踏まえ、その機能が十分に発揮されるよう、地域の実態に即した計画的な整備を推進します。

6 都市機能の整備

過疎化、高齢化が進む本地域において、地域住民、とりわけ、若者の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、都市的サービスを楽しむ便利で住みよい魅力ある地域づくりを進める必要があります。

このため、中心都市柳井市については、用途地域や地区計画など土地利用制度の活用や都市施設の整備、市街地開発事業などにより、安全、快適で利便性の高い市街地、商業・業務機能等の充実した都市空間の形成を図ります。

柳井市以外の各地域の市街地については、地域の特性や規模に応じた都市機能の集約を図るとともに、柳井市との交流・連携を促進するため、道路網の整備や公共交通の維持・活性化などの交通ネットワークの強化を図ります。

また、本地域の豊かな自然環境や歴史的まちなみを活用し、魅力ある都市景観の保全・形成を図ります。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

本県における高齢者施策を総合的、計画的に推進するため、「やまぐち高齢者プラン」に沿って、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画等と緊密に連携しながら施策を推進し、高齢者の福祉、その他の福祉の増進を図ります。

高齢化が著しい本地域における高齢者の福祉の増進を図るため、医療や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢期を迎えても、地域社会の一員として、生き生きと活躍することができるよう、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や様々な経験を幅広い分野で生かし、積極的に役割を果たしていく社会づくりを進めます。

また、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進します。

(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

ア 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせることを目指して、訪問介護等の介護サービス提供体制を整備するとともに、保健・医療・福祉等関係者の連携・協働による在宅生活の支援や、認知症の人やその家族の視点に立った支援や環境・体制づくり、重層的な見守り・支え合い体制の構築などの生活支援サービスの充実・強化、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた介護予防の推進などに取り組みます。

また、これらの実施に当たっては、地域住民の自主的活動の促進や既存施設の有効活用など、創意工夫を凝らした事業展開に努めます。

イ 施設サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、さまざまな理由により在宅での生活が困難となった時に、適切な施設サービスを身近な所で利用することができるよう、市町計画におけるサービス見込量（利用見込者数）を基に、必要入所定員総数を設定し、入所者の生活の質の向上などに配慮しながら、計画的な施設整備や指定を進めます。

ウ 生涯現役社会の実現

高齢者が、その豊富な知識や経験、技能等を活かし、生涯を通じて仕事やボランティア・NPO活動や趣味、スポーツなど、さまざまな分野でいきいきと活躍できる「生涯現役社会」の実現に向けて、高齢者の社会参加の促進や活力発揮の場づくりを進めるための情報提供・相談体制の充実強化、生きがいつくり・仲間づくりの支援、リーダーの養成などの取組を積極的に推進します。

また、老人クラブが高齢者の社会活動の基礎的な役割を果たしていることを踏まえ、会員ニーズや地域の実情に即した魅力ある老人クラブづくりを進めるため、健康づくりや介護予防活動、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の家族を訪問する高齢者相互支援活動等、時代に即した新たな取組が積極的に展開されるよう、老人クラブの活動に対して支援します。

エ 高齢者にやさしい地域づくりの促進

高齢者が生活しやすい環境を整備するため、公共性の高い施設を中心に、高齢者にやさしい地域づくりを促進するとともに、良質な高齢者向け住宅の確保を進めます。

オ 高齢者の就業の場の確保

高齢者の就業の場を確保し、永年培われた高齢者の経験と技能の活用及び自己実現を図るため、シルバー人材センターによる就労対策を充実します。

(2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

ア 子育て支援体制の整備

主任児童委員、民生・児童委員、母子保健推進員をはじめ、地域の子育て支援に係わるボランティアなどが保育所、児童館、ファミリーサポートセンター等と連携して地域ぐるみの子育て支援体制の整備に努めます。

イ 各種子育て支援策の推進

安心して生み育てることのできる環境づくりに向け、母子保健・小児医療対策及び多様な保育ニーズに対応した保育対策や児童クラブ等放課後児童対策の充実を図るとともに、児童館活動や多彩な自然環境を利用した生活体験の場を提供するなど各種子育て支援策を推進します。

ウ 保育所、児童館等の整備・充実

身近な子育て支援機関としての保育所、児童館の整備・充実に努めます。

8 医療の確保

地域住民の医療を確保するため、「山口県保健医療計画」に沿って、また、計画対象地域の一部がへき地であることから、「山口県へき地保健医療計画」も踏まえて取組を進めます。

(1) 医療確保対策

ア 地域における医療従事者を確保するため、修学資金の貸付けや医師の県内での臨床研修の促進等の取組を行います。

イ へき地については、自治医科大学卒業医師の派遣やこれらの医師の義務年限明け後の定着を図るとともに、へき地医療支援機構の調整のもと、へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣等の支援を行います。また、へき地診療所の施設（医師の宿舎等を含む。）や設備の整備、運営の支援により、診療体制の維持と充実を図ります。

ウ 病院相互、かかりつけ医と後方支援病院の連携の推進など、地域における医療機関間の連携の推進を図ります。

エ 市町等との連携を図るなど救急患者の搬送体制を充実強化するとともに、より迅速な救命救急医療や適切な高度医療の提供を行うため、ドクターヘリの効果的、円滑な運行を推進します。

オ 産科医の確保対策の推進や助産師の一層の活用など、周産期医療体制の充実に向けて取組を進めます。

(2) 健康の保持・増進対策

保健医療に恵まれない無医地区及びその周辺の地域住民に対して、重点的に保健

指導活動を実施し、疾病予防や健康づくりの推進を図ります。

9 教育及び文化の振興

心の教育の一層の充実を基盤として、一人ひとりの個性や能力及び創造性の伸長と生涯にわたって主体的に学び続ける自己教育力の育成を目指すとともに、創意と活力にあふれた教育活動を推進します。

生涯学習面では、多様な学習情報の収集・提供と特色ある学習機会の充実に努めます。

人権教育面では、研修会等を通して自主的な学習ができるよう条件整備を行い、また、人権教育に関する相談体制の充実を図り、人権教育推進体制の確立に努めます。

スポーツ面では、スポーツ基盤の整備充実とスポーツ活動の振興を図り、健康づくりと競技力向上に努めます。

文化面では、住民の自主的な芸術・文化活動の振興に努めるとともに、生活に密着した文化の活性化も図ります。さらに、先人が残してくれた貴重な文化財の保護・活用及び伝統の継承に努めます。

(1) 教育・文化施設等の整備

生涯学習面については、人材・組織の育成を通して学習に関する相談体制を充実し、多様な学習情報の提供を行います。また、老朽化の進んでいる施設の更新や既存施設の有効活用により、地域住民の学習活動を支援します。

スポーツ面では、スポーツをいつでも、どこでも、いつまでも楽しめる多様な活動や競技力向上のための活動を支援します。また、その拠点となるスポーツ施設が誰もが使いやすいものとなるよう、整備充実を行います。

文化面については、文化にふれあう機会の充実や自主的な芸術・文化活動の促進を行います。

さらに、本地域は、温暖な気候と美しい自然景観など自然環境に恵まれていることから、県下各地域の人々をはじめ、県域を越えた地域の人々が滞在しながらスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流を深めることのできるサイクルイベント、壮年層による卓球大会や少年サッカー等の全国規模の大会を地域が一体となって企画開催できるよう支援するとともに、宿泊施設等の確保及び調整についても支援を行います。

(2) 地域文化の振興

ア 地域の風土や伝統に根ざした生活文化、歴史、民俗芸能等を保存・伝承するため、その掘り起こしを進め、記録の作成、保存団体の育成や後継者の育成・確保に努めるとともに、地域の自主的な芸術・文化活動を促進するため、地域間・世代間・団体間の文化交流等を進め、地域文化づくりの主体となる住民の文化意識の高揚と文化団体の育成に努めます。

イ 地域住民が、文化に対する関心を高め、文化創造の主役であるという認識のもとに魅力ある地域文化を創造し、内外に発信していく環境をつくるため、文化連盟を中心とした文化芸術団体間及び様々な文化施設等とのネットワークを強化するとともに、文化事業の充実などにより、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供します。

また、学習、趣味などの講座の開設、グループ活動の活性化の促進等、地域住民だれもが文化活動に参加し、地域自らの知恵と力を結集し、地域に根ざした文化の振興を図ります。

ウ 地域における歴史と伝統のある文化財、民俗芸能や伝統行事等は、地域住民のみならず県民共通の貴重な財産であり、これを後世に継承するため、各種の行政

施策等との調整を図りながら、保存や整備、伝承等を進めるとともに、学習や憩いの場としての活用を図ります。

10 地域間交流の促進

室津半島地域は、白壁の町並みや瀬戸内海に代表されるように、歴史・文化や自然環境等の観光資源に恵まれるとともに、柳井港には松山への定期航路も就航しており、四国への交流の玄関口となっています。

また、周防大島地域では、従来から、各地域の実践組織が、豊かな自然、特産品、郷土料理等を活用した都市農村交流に積極的に取り組んでおり、また、良好な漁場環境を活かして体験漁業や朝市等も実施されてきたところです。

今後は、これらの観光資源や都市農村交流の実績を踏まえ、周辺地域と連携した広域的な観光の推進や都市と農山漁村との交流を推進する必要があります。

(1) 広域観光の推進

地域間交流を促進していくため、観光資源の見直し、発掘を進め、観光地の一層の魅力アップに取り組むとともに、体験・交流等のソフト対策の充実や食の開発、おもてなし溢れる人に優しい観光地づくりを進めていきます。

また、柳井地域や周防大島地域の地域連携の充実を図るとともに、隣接する広島・宮島、岩国や湯田温泉(山口)、湯野温泉(周南)と広域連携を進め、広域観光ルートの開発や観光PRを進めていきます。

(2) 都市と農山漁村交流の推進

持続可能な交流産業の育成を図るため、新たなプログラム開発等による地域の魅力づくりや、各種ツーリズムを担う人材の育成、地域交流マネジメント機能を強化した受入体制の整備、一元的な情報発信など、総合的な施策展開を図り、「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進します。

11 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、地形、地質条件により、豪雨時に土石流、地すべり、がけ崩れ、洪水等の自然災害がしばしば発生しており、地域住民の安全な生活や生産活動を確保するため、災害の防止等国土の保全に努めるものとします。

また、本地域は、過疎化や地域住民の高齢化により、防災活動を担う人材が不足しており、地域ぐるみの防災体制づくりや、防災情報の迅速かつ確実な伝達など防災体制の強化を図るものとします。

(1) 災害予防のための国土保全施設等の整備

治山対策として、地域特性に応じた治山施設、機能低下した保安林の整備等を推進します。

また、治水対策として、河川改修等を推進するとともに、危険ため池の計画的な整備・改修や定期的な巡回・点検を行います。

さらに、人命、土地、建物等の保全対策として、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び海岸保全施設等の整備を推進します。

(2) 防災体制の強化

ア 防災対策の推進

国の防災基本計画及び県の地域防災計画に沿い、各市町の地域防災計画の早期見直しを行い、防災体制の拡充整備に努めます。

また、地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及啓発及び自主防災組織の活性化に努めるとともに、学校や企業など、地域の多様な主体が参画する地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。

さらに、本地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に全ての市町が指定されており、県及び市町は策定した南海トラフ地震防災対策推進計画により、津波からの防護及び円滑な避難の確保や地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備など地震防災対策の推進を図ります。

イ 防災情報の提供等

土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備、開発行為の制限及び建築物の構造規制等を行う土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害警戒情報等の情報を提供します。

また、災害時における住民の円滑かつ迅速な避難を支援するため、水防法に基づき指定した河川の「洪水ハザードマップ」や、高潮や津波により浸水被害が想定される地域の「高潮・津波ハザードマップ」を作成します。

さらに、市町においては、防災行政無線等の情報伝達手段を拡充するとともに、県は、防災情報システムにＬアラートを導入し、市町からの防災情報を多様なメディアを通じて迅速かつ確実に提供する体制を整備します。

12 環境の保全

瀬戸内海国立公園の西部に位置する本地域は、優れた自然環境を有し、瀬戸内の海にはぐくまれた歴史と文化、海の幸、穏やかな気候風土に恵まれるなど、通年型の余暇活動を可能とする自然条件に恵まれた地域であることから、その保全に努めるものとします。

また、公害の防止に努め、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を図ります。

その際、健全で恵み豊かな環境の保全と創造を基本目標とする「山口県環境基本計画」の趣旨に沿って各種施策を展開します。

(1) 自然環境の保全

瀬戸内特有の温暖な気候と多くの島々を有する景観豊かな海にはぐくまれた本地域の豊かな環境の恵みを楽しみ、これを将来にわたって継承するため、自然公園、緑地環境保全地域等のかげがえのない貴重な自然環境を保全し、様々な自然や生きものとのふれあいの場や機会の確保を図るとともに、健全な大気環境、水環境の保全や廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理を図るなど、環境の保全や、循環型社会の形成に向けた施策について、総合的かつ計画的に推進します。

(2) 瀬戸内海の保全等

瀬戸内海の保全等については、瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画、また、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減計画に沿って、水質汚濁等の公害の防止に関する施策を推進します。